

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.2.川らしい利用の促進</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>川らしい利用の促進</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>(1) 舟運 淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>(2) 水面利用の促進 水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。</p> <p>(3) 水面利用の適正化 水上バイクやプレジャーボート等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。</p> <p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体（NPO等）の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会（仮称）」を設置し、河川利用者の代表者ととも、対策方法について検討する。</p> <p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体（NPO等）と連携した環境学習を推進する。</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。</p> <p>(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2 河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。</p>	

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

1. 施策の概要

< 観点と指標 >

「川らしい利用の促進」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。

【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)

[指標] 舟運の取り組み内容・水制工整備数

[指標] 秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数

【観点】川の安全利用施策の実施状況

[指標] 水難事故防止に向けた内容・実施数

【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)

[指標] 河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

[指標] 違法行為の是正内容・不法耕作面積

【観点】「川に活かされた利用」の実施状況

[指標] 環境学習などの実施内容・回数

点 検 項 目	川らしい利用の促進								
2. 進捗状況	3. 点検結果								
<p>【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)</p> <p>【指標】舟運の取り組み内容・水制工整備数</p> <p>沿川自治体とも協働しながらイベントを通じた社会実験等の取り組みを行っており、アンケート調査を実施しながら、舟運に対する需要の把握を行っている。</p> <p>琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会においては、平成20年度に舟運を活用した社会実験「蘇れ！！淀川の舟運」の内容や効果・課題等を取りまとめ公表した。</p> <p>また「淀川舟運整備推進協議会」において、毎年沿川自治体の首長と舟運復活に向けた意見交換を実施している。</p> <p>枚方地点上流の航路確保については、河川環境の保全に資するよう水制工の整備を試験的に実施している。</p> <p>平成18年度から平成20年度にかけて計7基の水制工が整備された。</p> <p>【指標】秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数</p> <ul style="list-style-type: none"> 水上バイクの利用は、全川的に迷惑行為として禁止している。なお、摂津市一津屋地先で自主ルールに基づく適正な利用を暫定的に実施している。 不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した是正を実施している。 <p>不法係留船数の推移を以下に示す。</p> <div data-bbox="177 1205 895 1570"> <table border="1"> <caption>不法係留船 船数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>船数 (隻)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の</p> <p>【指標】河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</p>	年度	船数 (隻)	H18	75	H19	70	H20	65	<p>舟運を活用した地域の活性化に向け、イベントを通じた社会実験等の取り組みを引き続き進めていく。</p> <p>水制工については、今後航路確保の効果や環境への影響を把握するためのモニタリングを実施しながら、水面の利用として好ましい舟運について引き続き検討していく。</p> <p>不法係留船及び投棄船の解消に向けた取り組みが実施されている。不法係留船については減少傾向にある。</p> <p>今後、良好な河川利用の観点から適正な使用に向けて取り組み等を進めていく。</p>
年度	船数 (隻)								
H18	75								
H19	70								
H20	65								

点検項目

川らしい利用の促進

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】川の安全利用施策の実施状況

【指標】水難事故防止に向けた内容・実施数

①安全利用のための対策として実施した主な事例を以下に示す。平成18年～20年の実施数は28件である。

- ・河川レンジャーと連携し、中学生を対象に体験学習・応急手当に関する知識・技術習得のため普通救命講習会を実施した。(平成20年度参加者20名)
- ・河川レンジャーと連携し、一般を対象に河川で活動される指導者への救急講習会を実施した。(平成20年度参加者20名)

②河川利用者に対する情報提供としては、笠置キャンプ場(京都府笠置町)や岩倉峡公園キャンプ場(三重県伊賀市)など合計5箇所で、携帯電話のバーコード機能を利用した防災情報の提供を試行的に行っている。

実技講習等を通じて、水難事故防止のための活動が着実に進められている。また、川の利用者への危険箇所の情報提供や安全な利用への啓発も進められている。

引き続きそれらの取り組みに取り組んでいく必要がある。

【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)

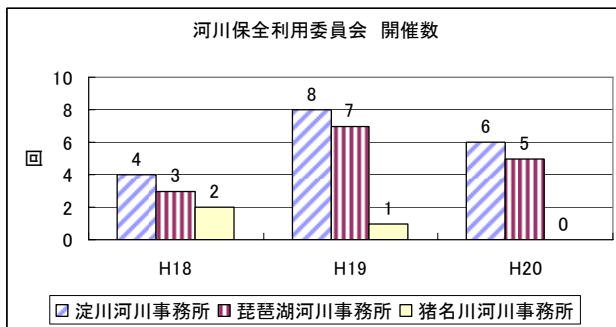
【指標】河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

①河川保全利用委員会の審議事項の事例を以下に記載する。

- ・新規のグライダー操縦訓練場の設置を認めず。
- ・更新5施設(公園)に対して施設の縮小・廃止及び改善についての検討を行うよう意見が出されている。
- ・人工的な公園については、一部で自然緑地化への転換が進められている。また新規の公園申請にあたって、地域の方々が川の自然に親しみを目的とする方向が指導された。

川らしい河川敷利用に向け、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでいる。

今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。

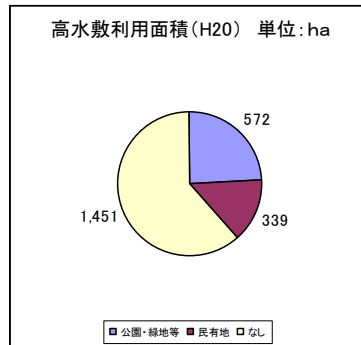
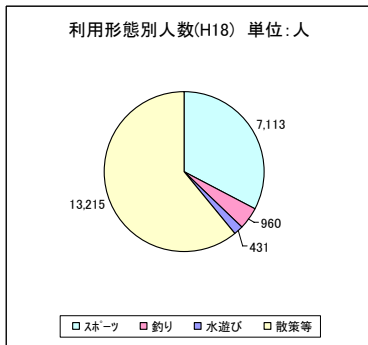


点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数と重複掲載

2. 進捗状況

3. 点検結果

- ②その他河川利用の実態を参考までに以下に示す。
- ・国営公園の整備は平成18年-平成20年では進捗しておらず、平成20年時点の整備率は18.6%である。
 - ・淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて21,719千人(平成18年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く続いてスポーツ、釣りとなっている。
 - ・高水敷の形態は平成18年-平成20年では大きく変化していない。平成20年時点の利用状況を以下に示す。



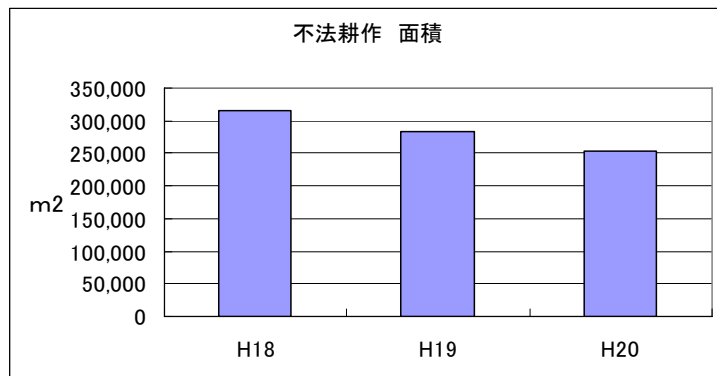
出典: 河川環境データベース

[指標]違法行為の是正内容・不法耕作面積

・不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。以下に不法耕作面積を示す。

不法耕作に対する現地指導等により、不法耕作面積は着実に減少している。

今後、不法耕作、及び工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。



点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の
[指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載

点 検 項 目	川らしい利用の促進	
	2. 進捗状況	3. 点検結果
<p>【観点】「川に活かされた利用」の実施状況 【指標】環境学習などの実施内容・回数</p> <p>①住民・住民団体（NPO 等）と連携した環境学習を行った事例の一部を以下に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川レンジャーやNPOと連携した芥川・淀川における生物学習会 ・河川レンジャーや伊丹市昆虫館講師等を交えた猪名川野草教室 <p>②水辺の川らしい利用の啓発に関する主な事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂川クリーン大作戦（平成 19 年度参加者 460 名、平成 20 年度参加者 1500 名） ・瀬田川クリーン作戦（平成 19 年度参加者 252 名、平成 20 年度参加者 368 名） 	<p>河川レンジャー等と連携した環境学習やクリーン作戦が活発に行われている。</p> <p>今後も河川に係わる人材育成の支援や、NPO 等と連携した環境学習の場を推進していく。</p>	
	<p>まとめ</p> <p>陸域・水域・水陸移行帯における川らしい利用の促進に向け、河川利用の誘導や違法行為の是正、環境学習の推進などの取り組みが進められており、今後も関係者が連携してそれらの取り組みを継続していく。</p>	

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.3.憩い、安らげる河川の整備</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>憩い、安らげる河川の整備</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>(1) 憩い、安らげる河川の整備 憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人々が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、地元自治体と連携して、最低限必要な施設の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。 河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> <p>(2) 水辺の整備 淀川、木津川、桂川、猪名川において、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。</p> <p>(3) 河口域における憩い空間の形成(干潟公園等) 汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティの拠点とする。</p> <p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また、変化する水辺の風景を楽しむことや、川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p> <p>(5) 迷惑行為の是正 他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。 迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。</p> <p>(6) ホームレスへの対応 ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>	

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備
1. 施策の概要	
<p data-bbox="156 331 347 365"><観点と指標></p> <p data-bbox="164 398 1441 477">「憩い、安らげる河川の整備」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="236 510 715 544">【観点】憩い、安らげる河川の整備状況 <li data-bbox="260 544 778 577">[指標]バリアフリー化の内容・実施箇所数 <li data-bbox="260 577 659 611">[指標]水辺の整備内容・箇所数 <li data-bbox="260 611 746 645">[指標]小径(散策路)の整備内容・回数 <li data-bbox="260 645 770 678">[指標]迷惑行為の是正内容・対策箇所数 <li data-bbox="260 678 707 712">[指標]ホームレス対応内容・確認数 	

点検項目

憩い、安らげる河川の整備

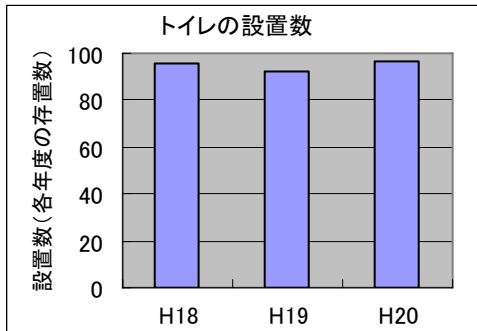
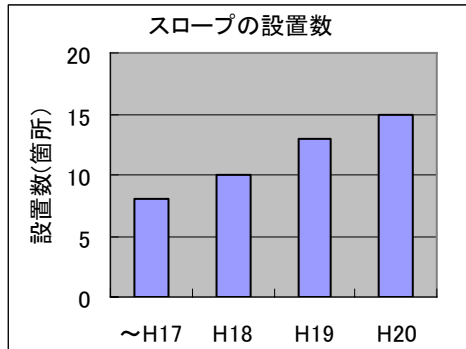
2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】憩い、安らげる河川の整備状況

【指標】バリアフリー化の内容・実施箇所数

憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成 20 年度までに淀川維持管理技術検討会で検討を行うなど整備を実施してきたトイレ及びスロープの設置数の累計を下記に示す。



点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の【指標】バリアフリー化の内容・実施箇所数と重複掲載

【指標】水辺の整備内容

水辺の整備実施事例を以下に示す。

- ・淀川支川の芥川での護岸補修の際に、「芥川創生基本構想（平成 18 年 9 月、芥川倶楽部・大阪府・高槻市）」に基づき策定された津之江公園自然再生計画（案）による湿地公園整備と連携を図り公園内への導水機能を持つ護岸を整備している。（平成 21 年度完成予定）
- ・木津川の堤防強化工事における植生保護対策として、工事前に剥ぎ取った現地表土を仮置きし、護岸覆土として還元利用するとともに、可能な範囲で移植などの対策にも取り組んだ。保全の対象となる貴重植物の選定にあたっては、地域特性を把握、反映するために、地域の NPO や河川レンジャーの意見を聴きながら選定した。
- ・地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用できる「水辺の楽校」整備を、自治体、住民、住民団体(NPO 等)と連携して実施している。
- ・宇陀川 三本松地区(平成 20 年度完成)
- ・木津川 笠置地区(平成 21 年度完成予定)

【指標】小径(散策路)の整備内容・回数

小径は水辺の風景や川沿いの文化財をめぐる散策路のネットワークによる川とまちをつなぐ連続性の確保を目的に整備している。

川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場となるよう、トイレを 97 箇所、スロープを 15 箇所整備した。

淀川維持管理技術検討会で検討を行うなど、今後も河川利用が安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。

人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められているが引き続き地域の方々や河川レンジャー等の意見を聴きながら、その地域に応じた水辺の整備を進めていく。

小径（散策路）の整備は、平成 20 年度末までに 7.5km が整備され、水辺を散策する人々の姿が多く見られるよ

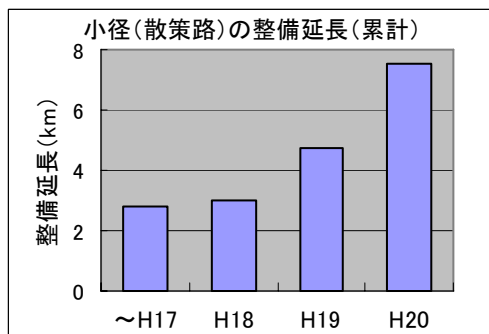
点検項目

憩い、安らげる河川の整備

2. 進捗状況

3. 点検結果

全体計画 96.7kmのうち、宇治川の左岸 37.2~39.2k 等や瀬田川の右岸 71.2k~71.4k 等で整備されてきた。小径（散策路）の整備状況を示す指標として、平成 20 年度までの整備済み延長の累計を以下に示す。



点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の〔指標〕小径（散策路）の整備内容・延長と重複掲載

〔指標〕迷惑行為の是正内容・対策箇所数

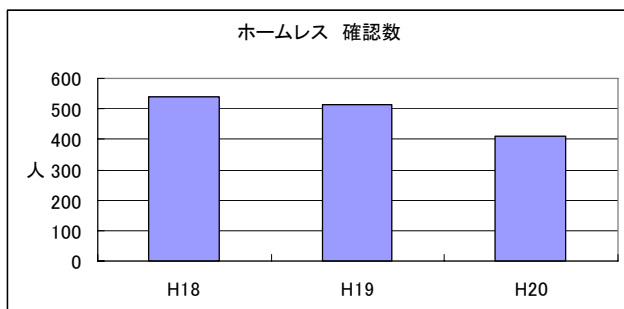
迷惑行為の是正の取り組みを実施した主な事例を以下に示す。

- ・淀川本川では平成 18 年 7 月、河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 3 号イに基づくバイク等車両の乗り入れ規制を行った。（淀川左右岸約 38km 区間）
- ・桂川及び猪名川において、バイクの乗り入れを規制する車止めを設置している。実施箇所は平成 20 年度に桂川で 2 箇所（桂川左岸 9.8km~10.0km 付近）、猪名川で 1 箇所（猪名川左岸 12.0k 付近）設置している。以下に猪名川の実施状況を示す。



〔指標〕ホームレス対応内容・確認数

洪水等の危険性については、河川巡回時にホームレスへの周知を行っている。また、自立支援に向けた情報交換を関係自治体と行っている。以下にホームレスの確認数を示す。



うになった。

今後も、各整備箇所の特性を考慮した整備内容を検討し、進捗を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について調整を図り、利用者の活用方法について検討していく。

バイク走行に対する規制及び車止め設置等の取り組みが実施され河川利用者、あるいは近隣住民の安全性が向上した。

今後も迷惑行為の是正に向け、関係機関と連携し規制やマナーの向上等に努めていく。

ホームレスの確認数は減少している。引き続き、洪水等による危険性を周知するとともに、自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図っていく。

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備	
2. 進捗状況		3. 点検結果
		<p>まとめ</p> <p>川らしい利用に向けて、子供や高齢者が安心して利用でき、マナーに優れた憩い、安らげる河川を目指して河川管理を進めていく。</p>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携
点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
1. 施策の概要	
<p>(1) 三川合流部の整備 桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p> <p>(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <p>1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備 宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。</p> <p>2) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。</p> <p>3) 堤防(占用)道路の移設 淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備 淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。</p>	
<p><観点と指標></p>	
<p>「まちづくり・地域づくりとの連携」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況</p> <p>【指標】三川合流部の拠点の整備内容</p> <p>【指標】歴史文化と調和した河川整備内容</p> <p>【指標】水を活かしたまちづくりの取り組み内容</p>	

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
2. 進捗状況	3. 点検結果
<p>【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況</p> <p>【指標】三川合流部の拠点の整備内容 平成 19 年 11 月には「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定され、平成 18 年から平成 20 年にかけては、構想で検討されている舟運や歴史・環境学習といった利用形態を試験的に再現し、集客人員や住民ニーズを把握するため、「淀川ふれあい交流イベント」を毎年実施している。</p>  <p style="text-align: center;">(事例：三川合流周遊)</p> <p>点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の【指標】三川合流部の拠点の整備内容と重複掲載</p> <p>【指標】歴史文化と調和した河川整備内容 宇治川の塔の島地区では改修にあたって世界遺産を擁する地域の景観に配慮し、『河川がもたらす自然の作用によって形成された「中洲」としての姿を現代的に考え、歴史的に蓄積されてきた人と川、人と自然の親密な関係を文化的環境、文化的景観として再生する。』ことを基本理念に、学識経験者及び地元の意見を踏まえた事業計画を作成した。</p> <p>【指標】水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容 水辺を活かしたまちづくりの主な取り組み事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格堤防においては淀川の水辺と一体となったまちづくりが進むよう整備を進めていく。 ・瀬田川においては大津市による「瀬田川かわまちづくり」により大津市南部地域の良好な河畔空間の創出による景観形成、観光並びに地域コミュニティー等、地域振興となるまちづくりを進めている。 	<p>「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」にて自治体間や地域との連携を深めつつ、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、三川合流部の整備の具体化に向けた検討を推進する。</p> <p>また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関とともにその内容等について検討を行う。</p> <p>塔の島地区では、歴史文化と調和した事業計画を策定した。</p> <p>淀川水系には歴史や文化と調和した河川整備が必要とされる地域が多くあり、今後とも学識者や地域の方々の意見を伺いながら、歴史文化と調和した河川整備を進めていく。</p> <p>水を活かしたまちづくりの取り組みが進められている。</p> <p>今後も継続して取り組みを実施していく。</p>
	<p>【まとめ】 淀川水系の沿川に広がる地域の歴史・文化を活かし、また地域の交流を促すことのできるような河川の整備が検討されてきているが、今後も関係機関と連携しながらそれらの具体化を進めていく。</p> <p>また、都市域では質の高い水辺のまちづくりに資するよう、まちづくりと一体となった高規格堤防の整備などを引き続き進めていく。</p>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.5.水源地域の活性化
-----------------	--

点 検 項 目	水源地域の活性化
---------	----------

1. 施策の概要

上流山間部の水源地域は、治水、利水、環境面にわたり流域全体の健全な水循環系を支えてきた。しかし、山間地域の過疎化が急激に進行すると、森林の荒廃等により土砂流出の増加や、森林の水源地涵養機能の低下が懸念される。

そのため、下流の都市域に暮らす人々は、上流山間部の水源地域の恩恵を継続的に受けていることを鑑み、上流山間部を持続的に健全な状態に保っていく必要性を十分に認識し、水源地域を意識した流域圏の視点を持つことが重要である。

淀川水系においては、上流域のダム群や琵琶湖が果たしている治水、利水の役割が、下流受益地域に的確に伝わっているとは言えないことから、上下流が連携しダム等の役割を適切に伝える活動が求められている。そのため、上下流の交流を一層促進し、水源地域に対する理解を深め、さらに交流の恒常化と交流人口の増加を進めるための施策を支援・実施する。具体的には、自然環境の保全に留意しつつ、交流の基盤となるダム及びダム湖周辺の利活用や利用のための施設の整備といったハード対策と交流の受け皿となる地域の催しや環境保全活動などのソフト対策の支援・実施を関係機関と連携の下、継続的に推進する。

(1) 水源地域ビジョンを推進する。

(2) 親水性のある護岸や散策路等の整備を行い、公園キャンプ場等のダム周辺施設の利用の促進を図る。

(3) カヌー等レジャーの水面利用、釣りなどの利用促進に向けたルール策定等について検討し、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進を図る。

(4) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。

(5) 事業中のダムについては、水源地域の活性化に向けた将来の貯水池管理、利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ地域イベント等のソフト対策を支援・実施する。

<点検方法>

「水源地域の活性化」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。

・ **【観点】水源地域ビジョンの推進状況**

・ [指標]水源地ビジョン策定とその後の活動内容・回数

・ [指標]ダム周辺の施設整備内容

・ [指標]湖面活用促進の取り組み内容・活用数

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】水源地域ビジョンの推進状況

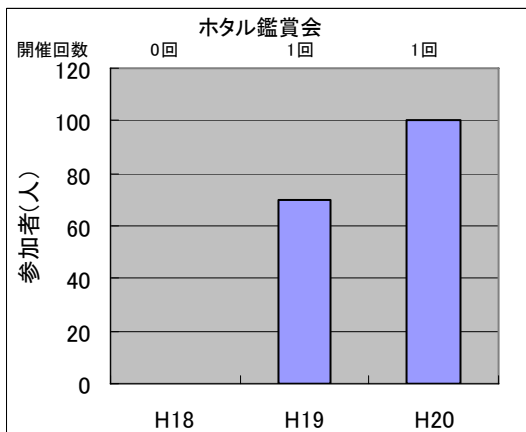
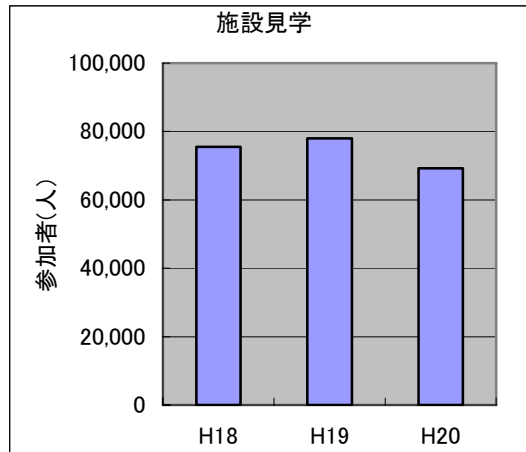
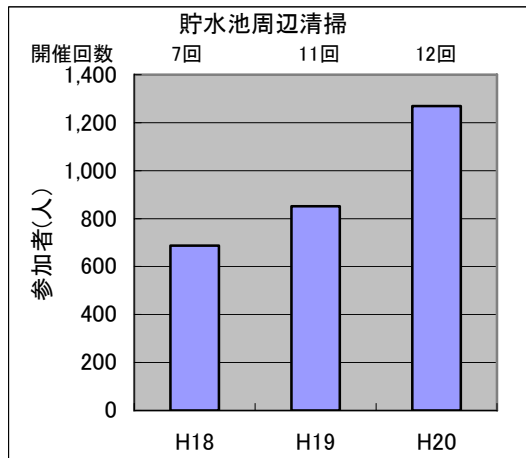
【指標】水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数

水源地域ビジョンは天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム及び一庫ダムの8ダムで策定された。また、各々のダムにおいて、水源自治体、関係行政機関、ダム管理者等から成る協議会あるいは連絡会が設立され、水源地域ビジョンの実行を図っている。

水源地域ビジョンの取り組みとして、貯水池周辺清掃、施設見学会、ホテル鑑賞会等が行われている。ここで施設見学の参加者数を以下に示す。

水源地域ビジョンを策定し実行連絡会等により各施策が実施され、各行事には多数の参加者が訪れており、水源地域の理解が深まっているといえる。

今後も関係機関と連携しダム施設見学会、ダム湖周辺におけるマラソン大会、水源地域の植林活動、間伐材の利用促進、水質保全対策の実施や不法投棄対策の実施など水源地ビジョンの取り組みを継続的に推進する。



点検項目「上下流の連携の構築」の【指標】水源地域ビジョンの推進状況と重複掲載

2. 進捗状況

3. 点検結果

[指標]ダム周辺の施設整備内容

ダム周辺では、公園、散策路の整備を実施しており、主な実施事例を以下に示す。

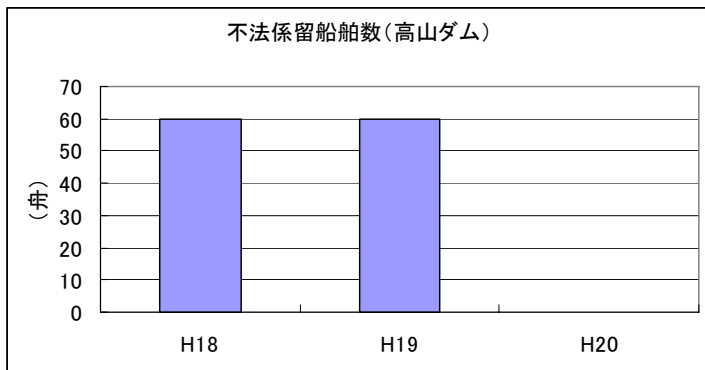
- ・案内看板等設置（青蓮寺ダム、比奈知ダム）
- ・堤頂散策路のバリアフリー化（比奈知ダム）
- ・地域の間伐材を利用した安全柵の整備（比奈知ダム）
- ・展望休憩所、遊歩道の整備（室生ダム）
- ・カヌーへの昇降可能な階段式護岸（室生ダム）

[指標]湖面活用促進の取り組み内容・活用数

- ・湖面活用促進の事例としては高山ダムにおけるボート競技、カヌー教室がある。
- ・適正な湖面利用を図るため、高山ダムでは不法係留船泊に対し、係留禁止看板を設置するなどにより撤去を進めた結果、平成 20 年度には全て排除された。

ダム周辺では整備が進められ公園利用者の利便性が向上した。今後もダム周辺施設の整備による利用促進を進めていく。

不法係留船対策は確実に実施されており、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進に引き続き取り組んでいく。



まとめ

各ダムにおける水源地ビジョンの施策の実施、ダム周辺の施設整備および湖面活用促進の取り組みに努めており、引き続き水源地域の活性化に取り組んでいく。